

改正

平成31年3月29日告示第29号  
令和2年3月31日告示第49号  
令和3年3月30日告示第47号  
令和4年3月31日告示第40号  
令和5年3月31日告示第40号  
令和6年3月29日告示第37号  
令和7年3月21日告示第28号  
令和8年3月31日告示第36号

八幡平市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新たに婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則（平成17年八幡平市規則第68号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付の申請をしようとする日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度の1月1日から翌年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得 市内に住宅を建築し、又は建売住宅若しくは中古住宅を購入（契約書を交わさない売買によるものを除く。）することをいう。
- (3) 住宅リフォーム 市内に所在する住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事を行うことをいう。
- (4) 住宅賃貸 賃貸住宅を所有又は転貸する者（以下「賃貸人」という。）との間で市内に所在する住宅の建物賃貸借契約を締結して、自己の居住の用に供することをいう。
- (5) 引越費用 申請日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までの間に婚姻を機に市内に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる世帯は、新婚世帯であつて、次の各号に掲げる全ての要件に該当する世帯とする。

- (1) 補助金の申請時点において、夫婦とも前条第2号、第3号若しくは第4号の住宅又は同条第5号の引越しにより引越しをした先の住宅に現に居住し、その居住先が住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (2) 新婚世帯の所得（申請日の属する年の前年（1月1日から3月31日までの間に申請する場合にあつては、前々年）の1月1日から12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあつては、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額（申請日

の属する年の前年（1月1日から3月31日までの間に申請する場合にあっては、前々年の1月1日から12月31日までの間における返済額をいう。）を控除して得た額が500万円未満であること。

- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 申請時点において、夫婦いずれの者も納期限が到来している市町村税の滞納がないこと。
- (5) 賃貸人への家賃の滞納がないこと。
- (6) この要綱又は八幡平市結婚新生活支援事業費補助金交付要綱（平成29年八幡平市告示第109号）に基づく補助を受けた者がいない新婚世帯であること。
- (7) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (8) 夫婦ともに県、企業等が実施する次のアからエまでのいずれかについて交付決定年度内に実施していること。

ア ライフデザイン支援講座の受講（幼児と触れ合う体験及び子育て世帯との意見交換を含む。）

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠及び出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座（男性の家事及び育児参画のための講座を含む。）の受講

- 2 前項の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間にこの要綱による補助を受けた世帯で、当該補助の受給額が補助上限額に達しなかった世帯（以下「継続補助対象世帯」という。）を補助対象世帯とすることができる。

（補助金の交付対象経費等）

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費は、申請日の属する年度の4月1日から翌年3月31日までに要した住宅取得、住宅リフォーム及び住宅賃貸に係る費用（ただし、当該期間において給与等の支払者から住宅手当の支給を受けている場合は、当該住宅手当の合計額を差し引くものとする。）並びに引越費用とする。

- 2 補助金の額は、前項に規定する交付対象経費の合計額とし、1世帯当たりの上限は次のとおりとする。

(1) 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合 60万円

(2) 前号以外の場合 30万円

- 3 前項第1号に該当する場合、同項の規定により算定した額に10万円を加算して交付する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、継続補助対象世帯の補助金の額は、1世帯当たりの上限額から既に受給した額を差し引いて得た額を上限とする。

（補助金の交付申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、八幡平市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明若しくは戸籍謄本

(2) 所得証明書

(3) 市町村税の滞納が無いことが分かる書類（納税証明書等）

(4) 第3条第1項第8号に規定する講座及び相談のいずれかを実施したことが確認できる書類

(5) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し（住宅取得に係る費用の補助

金の交付を申請する場合に限る。)

- (6) 住宅リフォームの工事請負契約書又は請書及び領収書の写し（住宅リフォームに係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (7) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住宅賃貸に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住宅賃貸に係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (9) 引越費用に係る領収書の写し（引越しに係る費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (10) 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの（貸与型奨学金返済を行っている場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

（補助金の請求）

**第6条** 補助金の交付決定を受けた者は、速やかに八幡平市結婚新生活支援補助金請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

**第7条** 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、その全額を返還させるものとする。

（その他）

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成30年4月26日から施行する。

#### 附 則（平成31年3月29日告示第29号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成31年3月29日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月31日告示第49号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月30日告示第47号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和3年3月30日から施行する。

#### 附 則（令和4年3月31日告示第40号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和5年3月31日告示第40号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和6年3月29日告示第37号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年3月21日告示第28号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和8年3月31日告示第36号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

八幡平市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

八幡平市結婚新生活支援補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、八幡平市結婚新生活支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1	婚姻届提出日	年 月 日	
2	新居に住民票をおいた日	(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日	
3	所得 ※ 貸与型奨学金を返済した場合は、その金額を控除	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円	
4	住宅購入	取得年月日	年 月 日
		取得金額 (A)	円
	住宅 リフォーム	契約年月日	年 月 日
		リフォーム金額 (B)	円
	住宅賃貸 ※ 補助申請する項目に記入してください。	契約年月日	年 月 日
		家賃 ※ 住宅手当：事業主が従業員に対し支給又は負担する住宅に関する手当等	(家賃月額 円 - 住宅手当月額 円) × 支払済家賃 か月 ( 年 月 ~ 年 月 ) = 円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		その他	( ) 円
小計 (C)		円	
引越し	引越しを行った日	年 月 日	
	費用 (D)	円	
合計 (E) (A+B+C+D)		円	
5	補助申請額 ※ (E)と補助上限額を比較し低い方を記入		円

6 同意及び確認 ※ 該当する項目にはし点を記入	申請者  <input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市職員が私の住民票、所得及び市税の納付状況を確認することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、この要綱に基づく補助を受けていません。  申請者氏名 (旧姓 )
	配偶者  <input type="checkbox"/> 私は、この補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市職員が私の住民票、所得及び市税の納付状況を確認することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、この要綱に基づく補助を受けていません。  申請者氏名 (旧姓 )
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部証明書若しくは戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことが分かる書類（納税証明書等） <input type="checkbox"/> 次のいずれかを実施したことが確認できる書類（受講証明書の写し、医療機関の領収書の写し等） ① ライフデザイン支援講座の受講 ② プレコンセプションケアに関する講座の受講 ③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談 ④ 共家事・子育て講座の受講 <input type="checkbox"/> 【住宅取得の場合】住宅の工事請負契約書又は売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住宅リフォームの場合】住宅リフォームの工事請負契約書又は請書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住宅賃貸の場合】住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住宅賃貸の場合】住宅手当支給証明書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 【引越費用の場合】引越費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことが分かるもの <input type="checkbox"/> その他 ( )

市確認欄

確認者印	夫	妻
住民登録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住定日	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
所得状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
納税状況（直近2年分）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他確認事項		

八幡平市長

様

給与等の支払者  
所在地  
名称  
代表者  
電話番号

㊟

### 住宅手当支給証明書

住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

#### 記

#### 1 対象者

住 所	
氏 名	

#### 2 住宅手当支給状況

##### (1) 支給している

年 月から 住宅手当 月額 円

※ 変更があった場合は、変更日及び変更後の月額を記入

年 月から 住宅手当 月額 円

##### (2) 支給していない

#### 注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当支給状況については(1)、(2)のいずれかに○を付けてください。住宅手当を支給している場合は住宅手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を押印してください。

年 月 日

八幡平市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

八幡平市結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け八幡平市指令 第 号で交付決定のあった標記補助金  
について、八幡平市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり請  
求します。

記

1 補助金交付請求金額 円

2 振込先 (請求者本人の口座に限ります。)

金融機関名		支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座・( )		